

三芳町インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる方
- (2) 日本語を完全に理解できない方
- (3) 三芳町が定める本ガイドライン及びヤフオク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方（未成年者を含む制限行為能力者）

参考：地方自治法施行令（抄）

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

参考：無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）

(観察処分)

第5条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行

為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定に基づき三芳町が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間三芳町の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）上の公有財産売却の物件詳細画面や三芳町において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。また、物件に応じて三芳町が行う現地説明会において、購入希望の物件を確認することができます。現地説明会において購入希望物件を確認しない場合は、売却システムに掲載する写真等の物件情報の閲覧をもって財産の確認をしたものとみなします。入札物件については現状での引き渡しのため、事前に購入希望の物件をご自身で確認していただき、現況及び諸規制に熟知したうえで入札してください。
- (5) 売却システムは、ヤフー株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。
- (6) 入札保証金及び売払代金を銀行振込又は三芳町発行の納入通知書により納付する場合、三芳町が納付を確認できるまでに5開庁日程度要することがあります（開

庁日とは土日祝日及び12月29日から1月3日までの休日を除く日を言います。)。納付期限までに三芳町が納付を確認できない場合は、参加者へ納付したかどうかを電話又は電子メールにより確認後、領収書をご提示いただくことがあります。

- (7) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。
- (8) 三芳町が物件に付す特約事項、留意事項を遵守してください。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、この契約の締結の時からこの物件の引渡しの時までにおいて、三芳町の責めに帰すことのできない事由により、物件が滅失し、又は棄損した場合には契約の解除又は売買代金の減額について、物件落札者と三芳町で相互協議するものとします。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3) 不動産の場合、三芳町は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に囑託します。
- (4) 不動産の場合、原則として、物件にかかわる調査、土壌調査及びアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法及び条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。
- (5) 不動産の場合、財産は現況のまま所有権移転します。三芳町は工作物の補修、撤去、立木の伐採、雑草の草刈などの負担及び調整は行ないません。また、越境物の処理については、三芳町は関与しません。契約後判明した場合も同様です。
- (6) 不動産の場合、落札者は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に第1項に規定する風俗営業、同条5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業その他これに類する業、及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に使用することはできません。
- (7) 不動産の場合、当該物件の所有権を第三者に移転させる場合には、前（6）の使用の禁止を継承させるとともに、当該第三者に対して前（6）の規定に反する使用をさせてはなりません。
- (8) 三芳町が物件に付す特約事項、留意事項に違反した場合には、違約金が発生する場合があります。
- (9) 不動産の場合、所有権移転登記の名義人は落札者本人です。三芳町は中間省略登記には応じません。

- (10) 自動車の場合、三芳町は、落札者が売払代金の残金を納付した事実を確認した後、車両の引渡しと同時に落札者に譲渡証明書等の必要書類を渡します。その後の搬出及び一切の手続き(所有権移転登録及び車検証等の整備等)は落札者の負担で行い、最後に手続き完了後の車検証のコピーを三芳町に送付してください。また、車両によって町名が記載されている場合は、引渡し後に落札者の負担により町名を消去し、その事実を証する写真等を町に提出してください。
- (11) 自動車の場合、一時抹消登録してある場合があります。また、Nox・PM法などの法令による規制がありますので、事前に関係機関にご確認ください。

4. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
- ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本又は登記事項証明書(以下「商業登記簿謄本等」という。)に登記されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
- イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報及びYahoo! JAPAN IDに登録されているメールアドレスを三芳町に開示され、かつ三芳町がこれらの情報を三芳町文書取扱規程(平成7年訓令第2号)に基づき、5年間保管すること。三芳町から公有財産売却の参加者に対し、Yahoo! JAPAN IDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
- ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のYahoo! JAPAN IDを売却システム上において一定期間公開されること。
- エ. 三芳町は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。
- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が公的機関発行の証明等の内容など異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5. 共同入札について(不動産のみ)

- (1) 共同入札とは
一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。(不動産のみ)

(2) 共同入札における注意事項

- ア. 共同入札する場合は、共同入札者のなかから1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続き及び入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続き及び入札手続きなどについては、代表者のYahoo! JAPAN IDで行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について」及び「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。
- イ. 共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書及び共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書を入札開始までに三芳町に提出することが必要です。なお、申込書は三芳町のホームページより印刷することができます。
- ウ. 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

第2 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたYahoo! JAPAN IDでのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本等に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

(1) 不動産の場合

ア. 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ. 参加申し込み（本申し込み）

- ・ 売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、三芳町のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下、「申込書」といいます。）」及び「受付確認書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、三芳町が指定する書類を添付して三芳町に送付してください（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）。

- ・ 公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「銀行振込」「三芳町発行の納入通知書」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください（物件によっては支払い方法が指定される場合があります）。
- ・ 申込書は、原則として、期日までに三芳町が提出を確認できない場合、入札をすることができません。
- ・ 複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になります。
- ・ 法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名で Yahoo! JAPAN ID を取得する必要があります。
- ・ 三芳町において参加本申し込みの審査を行った上で、参加申し込みを受理します。

(2) 不動産以外の場合

ア. 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ. 参加申し込み（本申し込み）

- ・ 売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、代理人により入札参加する場合は、三芳町のホームページより「委任状」を印刷し、必要事項を記入・押印後、三芳町に送付してください（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）。本人が入札参加する場合は、申込書等の書類の提出は必要ありません。その後、三芳町において参加本申し込みの審査を行った上で、参加申し込みを受理します。なお、三芳町において審査するため、公的機関発行の証（免許証等）の写し（法人の場合、商業登記簿謄本等の写し）等の書類提出を要求することがありますので、要求があれば当該書類を提出してください。要求したにもかかわらず、当該書類の提出がない場合は、参加申し込みを取り消します。
- ・ 公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法は「クレジットカード」のみです。
- ・ 代理人により入札参加する場合の委任状の送付について、原則として、期日までに三芳町が提出を確認できない場合、入札をすることができません。
- ・ 法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名で Yahoo! JAPAN ID を取得する必要があります。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、三芳町が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、三芳町が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。なお、入札保証金には利息を付しません。また、原則として、入札開始2開庁日前までに三芳町が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア. クレジットカードによる納付（車両、物品のみ）

- ・ クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、ヤフー株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、公有財産売却の参加申込者は、ヤフー株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報に株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。
- ・ VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。）
- ・ 法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ. 銀行振込による納付（不動産のみ。下記「ウ」との選択です。）

- ・ 銀行振込で入札保証金を納付する場合は、三芳町が指定する口座に入札保証金を電信扱いで納付してください。
- ・ 銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・ 銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、三芳町が納付を確認できるまで5開庁日程度要することがあります。
- ・ 申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。

ウ. 三芳町発行の「納入通知書」による納付（不動産のみ。上記「イ」との選択で

す。)

- ・ 三芳町発行の「納入通知書」で入札保証金を納付する場合は、三芳町から「納入通知書」を送付しますので、三芳町が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。
- ・ 納入通知書による納付の際に手数料がかかる場合は、公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・ 銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、執行機関が納付を確認できるまで5開庁日程度要することがあります。
- ・ 申込書の入札保証金納付方法欄の「納入通知書」に「○」をしてください。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、当該参加申込者が落札者となった場合において、契約締結期限までに三芳町の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、当該参加申込者が落札者となった場合において、落札者が契約を締結した場合、三芳町契約規則に基づく契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したYahoo! JAPAN IDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

三芳町は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、三芳町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）

ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者の Yahoo! JAPAN ID を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者の Yahoo! JAPAN ID と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 三芳町から落札者への連絡

- ・ 落札者には、三芳町から入札終了後、あらかじめ Yahoo! JAPAN ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
- ・ 三芳町が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、三芳町が落札者による売払代金の残金納付を期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。
- ・ 当該電子メールに表示されている整理番号は、三芳町に連絡する際や書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。また、納付された入札保証金は返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

三芳町は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には三芳町より契約書等を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して三芳町が設定する契約締結期限までに三芳町に直接持参又は郵送してください。ただし、車両・物品の場合には、契約書の取り交わしを省略することがあります。

ア. 必要な書類

三芳町が契約書等を送付する際に別途指示する書類

イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき及び落札者が欠格要件に該当する場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、期限までに三芳町が納付を確認できるよう残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金（売払に充当された入札保証金）を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は三芳町が指定する方法により納付してください。

なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに三芳町が納付を確認できることが必要です。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。ただし、返還する入札保証金には利息を付しません。なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

株式会社ネットラストは、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。た

だし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込及び三芳町が発行する納入通知書による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後2～4週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡しについて

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 権利移転の手続きについて

（不動産）

- (1) 売払代金の残金を納付した時に、三芳町から物件落札者に所有権を移転すると同時に、現状のまま引渡しがあったものとし、権利移転の登記を関係機関に囑託します。
- (2) 共同入札の場合は、持分割合を移転登記前に三芳町に対して任意の書式にて申請してください。
- (3) 所有権移転の登記が完了するまで、関係書類の受領後1か月半程度の期間を要することがあります。

（車両）

- (1) 落札者は自己の負担において、落札車両を町の保管場所へ引き取りに来てください。車両によっては一時抹消登録してある場合がありますので、自走させるには手続きや費用がかかる場合があります。
- (2) 落札者は自己の負担において、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。車両によっては一時抹消登録してある場合があります。

3. 注意事項

公有財産売却の財産は、現況のままで引き渡します。（資料を現況が相違している場合、現況が優先します。）よって、例えば立木の伐採、雑草の草刈、切株の切除、フ

エンス・囲障・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切三芳町では行いません。また、上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込み要することがありますが、三芳町では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行ないませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者などにお問い合わせのうえ、落札者で対応してください。

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中

止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。ただし、返還する入札保証金には利息を付しません。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者など（以下「入札者など」という。）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、三芳町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、三芳町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、三芳町は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、三芳町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、三芳町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセス及び改変を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、三芳町は責任を負いません。

(7) 公有財産売却の参加者などが、自身のYahoo! JAPAN ID及びパスワードなどを紛失もしくは、Yahoo! JAPAN ID及びパスワードなどが第三者に漏えいするなどして

被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず三芳町は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

三芳町が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、三芳町物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、三芳町が公開している情報（文章、写真、図面など）について、三芳町に無断で転載・転用することは一切できません。

■ インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関がヤフー株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

■ クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者及びその代理人（以下、「参加者など」という）は、ヤフー株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、ヤフー株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。